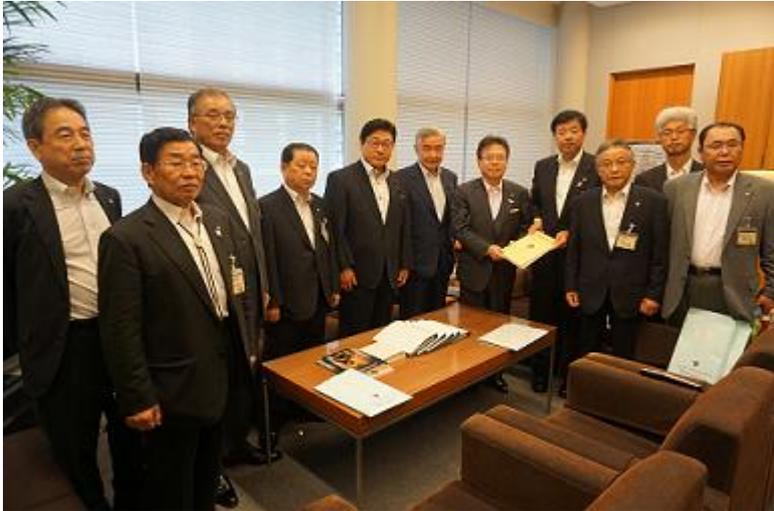


## 要 望 活 動 報 告 書

実 施 日	平成27年8月27日（木）
要 望 者	会津総合開発協議会 会員 ※別紙会員名簿を御参照ください。
要 望 先	<p>【本省庁等要望】＜於：自由民主党本部ほか＞</p> <p>自由民主党本部、民主党本部、維新の党本部</p> <p>首相官邸、内閣府、復興庁、総務省、財務省、厚生労働省、環境省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、文部科学省</p> <p>東日本旅客鉄道株式会社本社、東日本高速道路株式会社本社</p> <p>※衆議院議員小熊慎司議員並びに秘書様、菅家一郎議員並びに秘書様、参議院議員岩城光英議員並びに秘書様、森まさこ議員秘書様、佐藤正久議員秘書様に御案内いただきました。</p> <p>【要望会】＜於：ホテルメトロポリタンエドモント＞</p> <p>（来賓）</p> <p>顧問国会議員</p> <p>衆議院議員 小熊 慎司 様</p> <p>衆議院議員 菅家 一郎 様</p> <p>参議院議員 岩城 光英 様</p> <p>参議院議員 増子 輝彦 様</p> <p>参議院議員 荒井 広幸 様</p> <p>参議院議員 森 まさこ 様</p> <p>参議院議員 若松 謙維 様</p> <p>福島県東京事務所長 高荒 昌展 様</p>
要 望 事 項	<p>・「会津を拓く重点要望事項」（平成28年度へ向けた）</p> <p>※詳細につきましては、下記を御参照ください。</p>
要 望 の 様 子	<p>【本省庁等要望】</p>  <p>【首相官邸】 世耕弘成 内閣官房副長官へ要望書を提出しました。</p>



【自由民主党本部】 萩生田光一 副幹事長へ要望書を提出しました。



【民主党本部】 細野豪志 政策調査会長へ要望書を提出しました。

要望の様子



【維新の党本部】 松野頼久 代表へ要望書を提出しました。



【復興庁】 岡本全勝 事務次官へ要望書を提出しました。



【国土交通省】 西村明宏 副大臣へ要望書を提出しました。

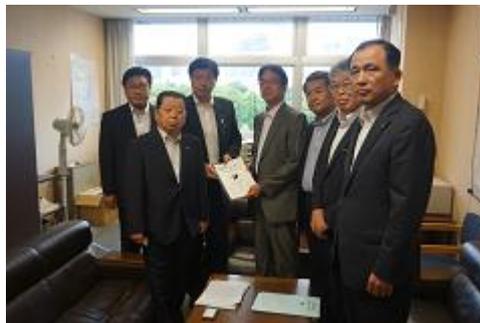


【国土交通省】 久保成人 観光庁長官へ要望書を提出しました。

要望の様子



【国土交通省】 森昌文 道路局長へ要望事項を提出しました。



【国土交通省】 志村務 鉄道局次長へ要望書を提出しました。



【総務省】 佐藤文俊 総務審議官へ要望書を提出しました。



【経済産業省】 豊永厚志 中小企業庁長官へ要望書を提出しました。

要望の様子



【環境省】 関庄一郎 事務次官へ要望書を提出しました。



【厚生労働省】 藤井康弘 障害保健福祉部長へ要望書を提出しました。



【財務省】 福田淳一 主計局長へ要望書を提出しました。



【内閣府】 竹林経治 参事官へ要望書を提出しました。

要望の様子



【農林水産省】 佐藤英道 大臣政務官へ要望書を提出しました。



【文部科学省】 前川喜平 審議官へ要望書を提出しました。



【東日本旅客鉄道株式会社】 坂井 究 経営企画部長へ要望書を提出しました。



【東日本高速道路株式会社】 中川 裕明 建設部長へ要望書を提出しました。

要望の様子

**【要望会】**



**【要望会】** 来賓の皆様へ要望書を提出し、要望事項の説明を行いました。



**【要望会】** 要望会の様子



【要望会】 顧問国会議員の皆様より、コメントを頂戴しました。

## 出席者一覧

平成 27 年 8 月 27 日

(会津総合開発協議会会員)

会津若松市長	<u>室井照平</u>	会津若松市議会議長	<u>目黒章三郎</u>
喜多方市長	<u>山口信也</u>	喜多方市議会議長	<u>渡部孝雄</u>
下郷町長	<u>星 學</u>	下郷町議会議長	<u>佐藤一美</u>
檜枝岐村長	<u>星 光 祥</u>	檜枝岐村議会議長	<u>星 松 夫</u>
只見町長	<u>目黒吉久</u>	只見町議会議長	<u>齋藤邦夫</u>
磐梯町長	※五十嵐 源 市	磐梯町議会議長	<u>鈴木久一</u>

(※代理出席 副町長 橘 純 一)

猪苗代町長	<u>前後 公</u>	猪苗代町議会議長	<u>長沼一夫</u>
北塩原村長	<u>小椋敏一</u>	北塩原村議会議長	<u>大竹良幸</u>
西会津町長	<u>伊藤 勝</u>	西会津町議会議長	<u>武藤道廣</u>
会津坂下町長	<u>齋藤文英</u>	会津坂下町議会議長	<u>古川庄平</u>
湯川村長	<u>大塚節雄</u>	湯川村議会議長	<u>小野澄雄</u>
柳津町長	<u>井関庄一</u>	柳津町議会議長	<u>伊藤昭一</u>
三島町長	<u>矢澤源成</u>	三島町議会議長	<u>小柴修一</u>
金山町長	<u>長谷川盛雄</u>	金山町議会議長	<u>五ノ井清二</u>
昭和村長	<u>馬場孝允</u>	昭和村議会議長	<u>五十嵐 勝</u>
会津美里町長	※渡部 英 敏	会津美里町議会議長	<u>横山義博</u>

(※代理出席 副町長 弓田秀樹)

南会津町長	<u>大宅宗吉</u>	南会津町議会議長	<u>五十嵐 司</u>
-------	-------------	----------	--------------

(その他会員外出席者)

会津若松商工会議所会頭 (会津縦貫南道路整備促進期成同盟会理事) 官森泰弘

以上 35 名

# 「会津を拓く重点要望事項」



## 会津総合開発協議会

### 【構成市町村】

会津若松市	猪苗代町	三島町
喜多方市	北塩原村	金山町
下郷町	西会津町	昭和村
檜枝岐村	会津坂下町	会津美里町
只見町	湯川村	南会津町
磐梯町	柳津町	

表紙の「」は昭和47年公募により制定された会津総合開発協議会のシンボルマークです。

会津総合開発協議会は、誇りうる郷土会津の輝ける明日を拓くため、「会津はひとつ」の理念のもと、昭和38年に全会津28市町村が集結、結成され、平成25年に設立50周年を迎えました。これからも、郷土愛と地域開発へのあふれる情熱、そして各市町村の強固な結束力を糧として、郷土の発展を願い活動してまいります。

# 要 望 書

会津地方の振興につきましては、日頃より特段のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

豊かな自然と歴史、文化に恵まれた会津地方は、全国有数の観光地であるとともに、高速交通時代に対応すべく磐越自動車道全線開通、会津縦貫自動車道の供用開始、そして未来に羽ばたく人材育成のための会津大学の開学など、先人たちが築きあげてきた貴重な財産があります。

一方で、少子高齢化による人口の減少と、それに伴う地域社会の活力の低下、社会保障費の増大、加えて東日本大震災による風評被害、JR只見線の一部区間の不通など、地域における課題が山積している状況にあります。

このような中、住民の安全・安心な生活を守り、災害に強い生活基盤、産業基盤を整備し、人口減少に歯止めをかけ、「会津地方の創生」に取り組んでいく所存であります。

つきましては、施策の構築と予算措置にあたり、特段のご支援、ご高配を賜りたく、全会津 17 市町村長並びに議会議長により構成する会津総合開発協議会をもって要望するものであります。

平成 27 年 8 月 27 日

会 津 総 合 開 発 協 議 会

会長 会津若松市長 室 井 照 平

会津総合開発協議会 会員名簿

( 市町村長 )

( 市町村議会議長 )

会津若松市長	室井照平	会津若松市議会議長	戸川稔朗
喜多方市長	山口信也	喜多方市議会議長	渡部孝雄
下郷町長	星 學	下郷町議会議長	佐藤一美
檜枝岐村長	星 光 祥	檜枝岐村議会議長	星 松 夫
只見町長	目黒吉久	只見町議会議長	齋藤邦夫
磐梯町長	五十嵐源市	磐梯町議会議長	鈴木久一
猪苗代町長	前後 公	猪苗代町議会議長	長沼一夫
北塩原村長	小椋敏一	北塩原村議会議長	大竹良幸
西会津町長	伊藤 勝	西会津町議会議長	武藤道廣
会津坂下町長	齋藤文英	会津坂下町議会議長	古川庄平
湯川村長	大塚節雄	湯川村議会議長	小野澄雄
柳津町長	井関庄一	柳津町議会議長	伊藤昭一
三島町長	矢澤源成	三島町議会議長	小柴修一
金山町長	長谷川盛雄	金山町議会議長	五ノ井清二
昭和村長	馬場孝允	昭和村議会議長	五十嵐 勝
会津美里町長	渡部英敏	会津美里町議会議長	横山義博
南会津町長	大宅宗吉	南会津町議会議長	五十嵐 司

# 目 次

## 【最重点要望事項】

### 東日本大震災並びに原子力災害に関する最重点要望

・ 全般的事項	1
・ 子育て支援・教育に関する事項	2
・ 健康管理に関する事項	2
・ 環境に関する事項	2
・ 産業に関する事項	
(農業)	3
(水産業)	3
(観光業)	4
(商工業・雇用)	4
・ エネルギー政策に関する事項	5
・ インフラ整備、防災に関する事項	5
<b>会津地方の豪雨被害復旧に関する最重点要望</b>	<b>6</b>
<b>磐越自動車道4車線化の早期延伸等について</b>	<b>7</b>

## 【重点要望事項】

### 「地方の重視・地域の再生」を確立するための要望

地方財源の充実と確保について	9
----------------	---

### 「社会保障制度」の充実・強化のための要望

医療に関する施策について	11
介護に関する施策について	13
子育て・少子化対策について	14
福祉施策に係る地方負担の見直しについて	16
障害者総合支援法に基づく自立支援給付と 介護保険制度との適用関係等について	18
医療費助成制度について	19
生活保護に至らない生活困窮者に対する生活支援の充実について	20
子ども被災者支援法基本方針に関する施策の充実と財源措置について	21

## 「国土の強靱化」を推進するための要望

道路の整備促進について	22
地域高規格道路の整備促進について	26
八十里越（国道 289 号）の整備促進について	27
国道 49 号「藤峠」の防災対策事業の推進について	28
社会資本総合整備事業における「雪国ゼロ国制度」の創設について	29

## 「強い産業基盤」を確立するための要望

森林整備と林業振興について	30
農業の振興について	32
米の生産調整（減反）廃止に係る支援措置について	34
環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）への交渉参加について	35
農村地域復興再生基盤総合整備事業の対象区域の拡大について	36
企業誘致支援と金融対策支援について	37
東北横断情報通信グローバルネットワーク構築について	39

## 「暮らしの安心・地域活性化」を創出するための要望

安全・安心なまちづくりについて	40
情報通信基盤の整備について	41
過疎地域の活性化について	42
飯豊連峰の世界自然遺産登録について	43
鉄道の充実・強化について	44
交通施策の充実と買い物弱者支援について	46
湖沼、河川等水質の環境基準の見直しについて	48
有害鳥獣被害対策に係る支援について	49
農業の研究・技術開発のための大学学部の創設について	51

## 「教育再生・学力向上」を推進するための要望

小規模校における教職員等配置について	52
--------------------	----

## 最重点要望事項

# 東日本大震災並びに原子力災害に関する最重点要望

国	復興庁、各関係省庁
---	-----------

東日本大震災から4年が経過し、その間、全国の多くの皆様からの温かいご支援と、国・県をはじめ、地域住民の皆様、関係各位のご尽力により、会津地方の復興と再生に向け着実に歩みを進めてきた。

会津地方は、人口の減少、少子・高齢化が進み、その体力が低下する中で、各自治体は創意工夫を重ね、地域の個性を活かした様々な取組みを行っているが、未だ克服すべき課題が山積している状況にある。さらに、東日本大震災、原子力発電所の事故による風評の影響は根強く、教育旅行や外国人旅行客の数は依然として低迷し、農業をはじめとする各分野への影響も大きく、今後も厳しい状況が続くものと認識している。

また、平成27年度で集中復興期間が終了を迎えるが、復興の途上であり、引き続き地域の再生と活性化に向け、会津地方一丸となって取り組んでいく所存である。

については、下記の要望事項を、会津地方の復興を強力に推し進めるための最重点要望と位置付け、原子力災害の早期収束と要望事項の早期実現を強く求める。

## 記

### 全般的事項

1 福島第一原子力発電所事故に伴う損害と減収、増加費用については、すべて賠償されることが大原則であり、十分な賠償を迅速に実現すること。

また、一方的な営業損害賠償の打ち切りは、風評が払拭されていない現状において、地域経済に深刻な影響をもたらすことから、地域の現状を踏まえ、対象事業者等と十分協議したうえで方針を示すこととし、一方的な打ち切りは行わないこと。

2 風評被害の払しょくに向けた対策は国の責任で行うものであり、本来は行うことの無かった市町村が行う風評被害対策事業に対しては、国は関係省庁ごとに対策を講じているところだが、風評は根強いことから、その対策は今後も続けていかなければならない。

各市町村は、市町村復興支援交付金制度を活用し対策を講じているが、その原資には限りがあることから、継続した財政支援制度の確立を図ること。

3 復興交付金については、現行の対象事業に加え、風評被害対策や耐震化事業などに幅広く活用できるよう対象枠を拡大するとともに、被災自治体に主体性をもたせ、

執行の弾力化・手続の簡素化を図ること。

- 4 被災者受入れ自治体においては、人口の増加に伴い行政運営経費が増嵩しており、安定した住民サービスの確保のためにも、財源確保が重要課題となっている。

国では原発避難者特例法の避難住民受入れに伴う経費の算定方法について、一人当たりの標準的な受入れ経費の単価を用いる方式に見直しを図ったが、引き続き受入れ自治体の実態把握に努め、継続した財政措置を講じること。

#### **子育て支援・教育に関する事項**

- 1 放射能の影響が少ない会津地方において、専門性を高めた特色ある教育を実施することにより、避難している子ども達を県内に戻せるような魅力ある教育環境整備施策を行うこと。

#### **健康管理に関する事項**

- 1 会津地方は放射線量が比較的低いものの、依然として子どもや妊産婦へ健康不安が払しょくされないため、検診内容の拡充と定期的実施により、安心して生活できる健康管理体制の整備を図ること。
- 2 住民の健康に対する不安解消のため、ホールボディカウンターの設置を推進し、その経費については、運営に関する経費を含めて国が全額補助すること。

#### **環境に関する事項**

- 1 除染作業においては、放射線量の高い低いに関わらず、地域の実情に応じた柔軟な対応及び除染費用の全額負担を行うこと。
- 2 下水汚泥等については、国の基準で放射性物質による汚染状況が1kgあたり8,000ベクレル以下は処分可能とされているが、処分場周辺住民の理解が得られない現状にある。国は基準を決めるだけでなく、住民が安心して納得できるよう対策を講じ、処分体制の整備に努めること。
- 3 中間貯蔵施設においては、放射性物質汚染対処特措法に基づく「汚染状況重点調査地域」に指定されていない地域の除染等で生じた土壌等も受け入れ対象とするとともに、個人で実施した場合についても受け入れ対象とすることで、地域住民が安心して生活できる環境回復を図ること。  
また、その費用の全額を、国や東京電力㈱が負担すること。

## 産業に関する事項

### (農業)

- 1 会津地方の主要産業は農業であり、小規模経営ながらも良質な産品を生産・供給している。原子力災害による甚大な風評被害により、これまでに培ってきた信用が崩壊しただけでなく、生産コストが収入を大きく上回り農家経営は疲弊している。  
このため、国が責任をもって価格の補償と信頼の回復へ向けた対策を早急に講じること。
- 2 農畜産物の放射性物質の濃度を正確に把握するため、ゲルマニウム半導体検出器を福島県の出先機関である各農林事務所単位に必要な台数を配置し、出荷時期を逸することがないよう、モニタリング検査体制の強化を図ること。
- 3 放射性物質による農業系汚染廃棄物は、国が早急に保管場所を確保し、責任をもって処理・処分を行うこと。
- 4 放射線量測定や土壌放射能濃度測定など、安全の根拠となる調査は、放射性物質汚染対処特措法に基づく「汚染状況重点調査地域」の大臣指定に関わらず、会津地方全市町村の調査を国が責任を持って実施し、詳細かつ正確な情報を公開すること。
- 5 農地の土壌等に蓄積した放射性物質の農作物への吸収抑制と、安全な農産物を提供するため、放射性物質吸収抑制対策に係る支援の継続と補助対象資材の拡充、さらには資材の十分な確保と需要に見合った予算規模の確保に努めること。
- 6 会津地方は一丸となり地元農畜産作物の販促に努めていることから、国においても被災県の販売イベント等の開催について、各関係機関へ積極的な働きかけを行うこと。
- 7 野生きのこの出荷制限は、1品目でも基準値を超過した場合、市町村ごとに全品目が出荷制限対象のため、山菜と同じように品目別に出荷制限するように見直しを行うこと。  
また、野生きのこ・山菜の出荷制限解除については、3年間定点観測を行ったうえで、60検体の検査が必要とされていることから、検査期間の短縮や測定する検体数を減らすなど、発生実態に即した現実的な検査方法とすること。  
加えて、野生きのこ・山菜の安全性を確認できる非破壊検査が可能な測定機器の開発を行い、開発した測定機器の配備を進めること。

### (水産業)

- 1 沼沢湖のヒメマスについては、依然100ベクレルを超える数値が確認されている。原発から100数十km離れた地でありながら、このような状況が続いている。会津の

農産物は安全だと発信しても、沼沢湖のヒメマスが「採捕の自粛」解除にならないければ、いつまでも全会津の安全が消費者等に認識されない。

国は、ヒメマスの採捕が実現するまで、責任を持って対策に取り組むこと。

### (観光業)

1 風評被害に苦しむ観光関連業に対する損害賠償については、被害の実態と損害状況を迅速に把握し、適正に継続して対応すること。

また、一方的な営業損害賠償の打ち切りは、風評が払拭されていない現状において、地域経済に深刻な影響をもたらすことから、地域の現状を踏まえ、対象事業者等と十分協議したうえで方針を示すこととし、一方的な打ち切りは行わないこと。

2 地域資源を活かし会津地方が一体となって観光の振興に努めているが、風評被害により観光関連業は低迷しており、特に教育旅行は依然として厳しい現状にあることから、福島の実情の広報と誘客施策には国が積極的に支援し、会津若松地域の城下町の「歴史と文化」、喜多方地域の「グリーン・ツーリズム」、只見町を中心とした「ユネスコエコパーク」、磐梯山周辺の「ジオパーク」、尾瀬国立公園の「ラムサール条約登録湿地」等を活用した広域観光の推進など、福島が教育旅行の聖地となるような効果的な観光プロジェクト事業の展開を講ずること。

3 東北自動車道及び磐越自動車道の通行料金について、割引率を拡大するなど料金の低廉化を講じ、被災地域への誘客と観光振興の支援に努めること。

4 観光誘客を実効性かつ即効性のあるものとするため、観光旅行者への助成と旅行業者への補助事業を創設すること。

5 原子力発電所事故による風評被害への支援として、製造業等の施設整備等補助が実施されているが、雇用の底上げと観光誘客、更には「観光立県 福島」を再生させる面からも、観光部門の施設新設・改修等についての補助制度を創設すること。

### (商工業・雇用)

1 震災及び風評被害により経営悪化を余儀なくされている中小企業者に対しては「東日本大震災復興緊急保証」や「セーフティネット保証（5号認定）」が適用されているが、依然として厳しい状況が続いていることから、保証の認定要件の拡充と緩和を行い、中小企業等の経営改善支援と事業再生支援を行うこと。

2 緊急雇用創出基金事業のうち、「震災等緊急雇用対応事業」については、平成27年度も被災3県（岩手県・宮城県・福島県）に限定して延長実施されることになったが、県への交付金が大幅に縮小されたことにより、一度に多数の失業者を生み出

す結果となった。将来的に事業廃止となることは止むを得ないが、段階的な縮小を行うなどにより、現在の被雇用者への影響を最小限に抑えること。

- 3 建設・土木関連の人材育成を早急に図り、建設業の雇用を促進することで建設業における人手不足を解消し、復興の速度を速めること。
- 4 国内外を問わず、企業が風評による一方的な取引停止等を行った場合、徹底してこれを指導すること。
- 5 会津地方地場産品の風評被害による国内販路の縮小は未だ正常化していない中、東アジアなど国外販路開拓への取り組みが活発化しつつある。しかし、依然として放射能に対する懸念が強いことから、諸外国に対し正確な情報と流通されている商品の安全性を積極的に発信すること。
- 6 食品加工品及び工業製品等、広範囲に及ぶ風評被害について、国は科学的根拠に基づき安全性を確認、公表し、風評被害の一掃に努めること。

#### **エネルギー政策に関する事項**

- 1 会津地方の森林、水力、風力、氷雪、地熱等の地域資源を有効活用し、再生可能エネルギー関連産業の集積・育成を図り、雇用創出と復興・再生をさらに推進すること。

#### **インフラ整備、防災に関する事項**

- 1 災害からの復興を担う重要な道路であり、重要な物流の根幹となることから、磐越自動車道の完全4車線化、復興予算による整備対象の国道（115号線、118号線、252号線、289号線、400号線、401号線）の整備促進、さらには会津縦貫北道路、会津縦貫南道路の早期整備促進を図ること。
- 2 上下水道施設はじめ市町村道、公共施設等の復旧作業に対しては、財政支援を迅速に実施し、住民生活に支障をきたすことのないよう災害時の対応を強化すること。

## 最重点要望事項

# 会津地方の豪雨被害復旧に関する最重点要望

国	総務省、財務省、国土交通省、 農林水産省（林野庁）
---	------------------------------

会津地方は、平成23年7月27日から30日にかけて記録的な集中豪雨に見舞われ、広範囲に渡って甚大なる被害を受けた。

河川の氾濫や土砂災害により、多くの住宅、農地、道路等が損壊し、JR只見線においては3つの橋りょうが流失するなど、まさに未曾有の大災害となり、住民生活に大きな影響を及ぼした。

国においては、当該災害を激甚災害に指定し、道路や流失した橋の復旧は進んでいるものの、林道の災害復旧については、豪雪地帯であることや労務者不足などが要因となり遅れが生じている。加えて、奥会津地域に不可欠な交通手段、観光資源であることはもとより、広域的な観光・交流ネットワークを形成するうえで重要な基盤であるJR只見線の一部不通区間も依然として見通しが立たない状況が続いており、課題は多く残っている。

こうした中、福島県と会津地方17市町村は、JR只見線の一刻も早い全線復旧に向け、協力して基金を創設したところであり、地元として復旧資金を拠出し、また、利用促進に向けた取組みを強化している。

については、高度経済成長期のJR只見線の役割を再認識するとともに、被災地域において、日常生活が一日でも早く取り戻せるよう、下記のとおり、強く要望する。

## 記

- 1 JR只見線の会津川口駅と只見駅間の不通区間早期開通に向け、JR東日本へ要請するとともに、財政支援措置を講じること。また、国、JR及び地元自治体で連携し、再開に向けた取組みをさらに強化すること。
- 2 特別交付税措置等、交付税の増額による十分な財政支援策を講じること。
- 3 河川整備計画に基づく本格的な改修等の対策については、河川、道路、住居地等の総合的な対策として、速やかに実施し、再発防止を図ること。
- 4 発電用ダムが連続する只見川の河川管理は、国土交通省阿賀川河川事務所で一体的に管理すること。

## 最重点要望事項

# 磐越自動車道 4 車線化の早期延伸等について

国	国土交通省
---	-------

磐越自動車道(延長約 213 km)は、福島県と新潟県を結ぶ高速交通の大動脈であり、常磐自動車道、東北自動車道及び北陸自動車道と広域ネットワークを形成し、東北地方の経済・産業・文化等の発展に大変重要な役割を果たしている。

また、平成 16 年の新潟県中越地震発生時においては迂回路として、平成 23 年の東日本大震災時においては緊急輸送路に指定され、復旧支援や支援物資の搬送に大きな役割を果たし、福島県が策定した復興計画においても、その復興を担う路線として位置づけており、今後の東北地方復興を支える重要な物流経路である。

しかしながら、現在、会津若松 IC～新潟中央 JCT (95.2 km) 間においては、中央分離帯の無い片側 1 車線の対面通行区間を含む、2 車線の区間が残されたままとなっている。

豪雪や濃霧の発生などによる交通規制や行楽期間等の交通渋滞により、高速道路としての機能が損なわれないよう、この区間が 4 車線化されることにより、安全性の確保だけでなく、規制速度の向上(毎時 70km から毎時 80km)による走行時間の短縮が図られ、渋滞発生も抑制される。さらには、会津地方が日本海側と高速 4 車線という大動脈で結ばれることは、当地方の発展にも大きく資するものであり、また、国土強靱化法の理念に合致する災害時の補完道路としての機能も強化されるものである。

については、会津地方をはじめとする沿線地域の振興と、本路線の迅速性・定時性、さらには安全性の確保を図るため、下記事項について強く要望する。

## 記

- 1 暫定 2 車線区間である会津若松 IC～新潟中央 JCT (95.2 km) 間を、早期に完全 4 車線化すること。
- 2 年間を通じて安全で円滑な通行を確保するため、濃霧や風雪、降雪に対する十分な安全対策を講ずること。

<資料> 磐越自動車道 月別通行台数（日平均）

（単位：台／日）

	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
4 月	22,737	24,825	26,335	24,355
5 月	25,679	25,301	27,184	25,482
6 月	26,295	24,571	25,337	23,344
7 月	34,894	25,580	26,086	23,829
8 月	39,953	29,598	30,216	27,730
9 月	34,602	26,708	26,272	24,515
10 月	36,718	27,405	26,805	25,257
11 月	35,199	26,820	26,962	24,698
12 月	37,258	23,523	23,326	21,066
1 月	37,157	21,824	21,386	19,775
2 月	38,719	22,972	21,621	20,610
3 月	43,193	24,852	24,772	22,043
平均	34,394	25,347	25,550	23,576

（東日本高速道路株式会社HPより数値を転載。※各料金所の出口通過台数）

## 地方財源の充実と確保について

国	総務省、財務省
---	---------

市町村が地域住民のニーズに応え、福祉、教育などの生活に欠かすことのできない行政サービスを提供し、地域の活性化を図っていくためには、地方財政の安定と拡充が必要不可欠である。

国の税収は、円安を背景とした企業収益の改善などにより、大幅な増収が見込まれているが、大企業の集積が乏しい会津地方においては、厳しい地域経済状況が継続し、税収の低迷した状態となっている中で、高齢化の進展により、社会保障関係費は増加の一途をたどっており、依然として厳しい財政状況となっている。

平成 27 年度の地方財政計画においては、景気回復や消費増税による地方税収の増収などを背景に、平成 26 年度に引き続き、地方交付税が減額となるとともに、臨時財政対策債については大幅な減額となっており、税収基盤が脆弱な地方における財政力格差が増大している。

一方、降雪による幹線道路等の交通網の混乱は、生活物資の配送の遅れなど、住民の生命・財産に多大なる影響を及ぼすとともに、住民生活の安全確保のための除雪・排雪費用については、近年著しく増大しており、積雪寒冷地域の会津地方にとって市町村の大きな財政負担となっている。

については、市町村行政において安定的な財政運営が図られるよう、下記事項について、その実現を要望する。

### 記

#### 1 地方交付税について

(1) 三位一体の改革以降大幅に削減された地方交付税総額の復元・増額を継続すること。

また、法定税率による現行の総額が確保されるまでの間、別枠加算については、同水準を堅持すること。

(2) 医療、福祉、生活保護、子育て支援等の社会保障については、国策として進められている近年の制度改正等により、かかる費用が急激に増大しており、それに伴って地方負担も一層増大している現状を踏まえ、必要な財源を的確に把握し、地方交付税に反映させること。

(3) 都市と地方では税収等の財政力に大きな格差が生じている現状に鑑み、普通交付税の算定にあたっては「人口と面積」といった規模だけではなく、地方の実情

- にあった方法とし、地域間格差を是正するべく予算の確保・充実を図ること。
- (4) 地方交付税の原資である法人税の減税に伴い、交付税が圧縮されることの無いよう措置すること。

## 2 地方税源の充実について

- (1) 住民生活に直結する行政サービスに係る財政需要の急増に対応するため、地方消費税の拡充を図ること。
- (2) 平成 26 年度の消費税 8 %への引上げ時点においては、出口ベースの地方交付税総額が縮減され、特別加算額も減額されたことから、今後の 10%への引上げ時点については、法定率の増額に合わせて、特別加算額を確保することにより、地方交付税総額を純増とすること。
- (3) 税源移譲による国と地方の税源配分については、結果として市町村の税収減へ結びつくことのないよう検討すること。
- (4) たばこ税は地方にとって貴重な財源であることから、その見直しを検討する際は、地方税が増額となるような措置を講じること。

## 3 除雪費財源の充実確保について

降雪期の過酷な雪国の現状を踏まえ、特に過疎化・高齢化が進行し、単なる除雪だけでなく市町村が地域住民の安全・安心な生活を守らなければならない基礎的自治体としての役割が増加している観点から、明確な基準による財政支援制度を確立するとともに、地方の実態に即した恒常的な財源となる地方交付税をはじめとする地方税財源を充実させること。

## 医療に関する施策について

国	厚生労働省
---	-------

会津地方のみならず、わが国は今、過疎化、少子高齢化が急速に進行しており、これから本格的な人口減少社会が到来する。

このような中、医療従事者不足、保険制度、医療費等、医療に関連する多くの問題・課題がクローズアップされているが、とりわけ地域医療供給体制の充実が喫緊の課題となっている。

現在、自治体病院をはじめとする全国の病院等においては、医師不足が顕著となっており、特に産科医・小児科医の確保は、安心して子どもを産み育てる環境づくりの最重要事項である。

また、医療保険制度についても、今後、将来に向けて安定した運営がなされるよう、国によるしっかりとした基盤強化策が求められている。

については、地域医療が住民にとってなくてはならない社会の基盤であることから、医療崩壊を食い止め、住民に良質な医療を効率的かつ持続的に提供できるよう、下記事項について要望する。

### 記

#### 1 医療従事者の確保について

- (1) 深刻な医師不足の解消や偏在を是正するため、医師確保について対策を講じること。  
特に、地域医療を担う医師の育成と地域への定着を図る施策を早急に講じること。
- (2) 産科医・小児科医の確保については、妊産婦が近くの病院で安心して子どもを産み、その後も安心した子育てができるよう、地方の総合病院に対して十分な対策を講じること。
- (3) 病院勤務医・看護師等の労働条件の改善を図る支援策や財政措置を講じること。
- (4) 医療従事者が出産・育児休暇等から容易に復職できるような環境整備について、積極的な支援を講じること。
- (5) 医療を施す側も施される側も、ともに安心できる公的な無過失補償制度を創設すること。

2 国民健康保険事業について

保険運営の広域化（都道府県単位）については、国の責任において財政基盤の強化を図るとともに、制度設計にあたっては県や市町村との協議を十分に行うこと。

3 出産育児一時金について

出産育児一時金については、国庫によりさらなる増額を実施し、自己負担の無い出産を実現すること。

4 不妊不育治療について

不妊不育治療に関する情報提供や相談体制を強化しつつ、効果が明らかな治療については医療保険を適用し、支援の拡充を図ること。

5 予防接種について

インフルエンザ、おたふくかぜ、ロタウイルス等の予防接種については、早期にA類疾病の定期接種として位置づけ、B型肝炎についても、国において手厚い財政支援措置を講じること。

6 へき地医療について

へき地診療所への運営経費補助を拡充するなど、へき地医療への支援を図ること。

7 妊婦健康診査について

妊婦健康診査については、市町村が14回程度行う健診回数に対し、地方交付税措置を講じているが、本県の多くの市町村では15回の妊婦健診を実施しており、本県は合計特殊出生率が全国的にも高い状況にある。

また産後1ヶ月健診については経済的理由等により受診しない産婦も多く不安定な状態で育児を行う妊婦も多い状況にある。

これら15回目の健診及び産後1ヶ月健診に対しても、国において財政支援措置を講じること。

## 介護に関する施策について

国	厚生労働省
---	-------

高齢化の進行が著しい会津地方においては、介護保険制度の導入後においても、在宅での介護は依然として厳しい環境におかれている。

その生活実態としては、高齢者が高齢者を介護する「老老介護」、さらには認知症の方が認知症の方を介護する「認認介護」などの多くの課題が発生し、介護力の低下が心身状態の悪化につながり、それがまた介護量を増大させるという悪循環に陥っていることも少なくない。

さらに、介護者の大半が疲労感や不安感等を感じており、介護が心身に大きな負担を与えていることがうかがえることから、行政はもとより、地域全体で支えていく体制の整備が必要である。

については、地域における介護環境の向上を図り、介護者及び要介護者が生きがいを持って暮らせる社会の構築に向けて、下記事項について積極的な措置を講じられたい。

### 記

#### 1 介護保険制度の見直しについて

予防給付を行う地域支援事業の移行に当たっては、住民主体の地域づくりなどの環境整備が必要であることから、適切な移行期間を設けるとともに、事務負担の軽減を図ること。

#### 2 介護報酬について

消費税の引き上げや介護職員処遇改善など、国の施策による介護給付費の増加については、増加相当額について国による基金を創設するなどの方法により、市町村や被保険者の負担にならない措置を講ずること。

#### 3 介護従事者の確保について

介護（予防）サービス事業所等に従事する介護職の不足により、地域において必要なサービスを提供できない状況が危惧されることから、介護職員の処遇改善や人材育成に取り組み、人材の確保に努めること。

## 子育て・少子化対策について

国	内閣府、厚生労働省、文部科学省
---	-----------------

近年における少子化の急速な進行は、経済成長の鈍化、税や社会保障における負担の増大、地域社会の活力の低下などを引き起こし、社会や経済、地域を基盤から揺るがしかねない大きな問題である。

少子化の進行は、ライフスタイルの変化など多くの理由が存在するが、子育てへの経済的負担が大きいことも理由のひとつであり、早急に安心して子どもを産み育てられる環境を整備することが必要である。

については、国のこれまでの少子化対策が、子どもを望む家庭や子育て世帯にとって本当に利活用できる制度やサービスであったかを検証することを求めるとともに、下記事項について要望する。

### 記

#### 1 児童手当について

- (1) 児童手当について、これに要する経費は、人件費・事務費を含め全額国庫負担とし、自治体の事務負担については極力軽減すること。
- (2) 現在の児童手当制度では、申請者の請求手続きが遅れると遡及することができず、申請した月の翌月分から支給する制度であり、児童手当制度の目的である「家庭等における生活の安定」及び「次代の社会を担う児童の健やかな成長に資すること」を満たすためには不十分であることから、制度の目的を十分に達成するため、該当月から遡及して支給できる制度とすること。

#### 2 保育対策について

- (1) 保育施設の適正な運営確保や耐震化を含む施設整備等に対する十分な財政措置を講じること。
- (2) 幼稚園・保育所を一体化する政策については、十分な情報提供を行うとともに、現場に混乱が生じることの無いよう準備・対策を講じること。
- (3) 保育所統合により廃所となった施設の利活用・解体費用について、財政支援措置を講じること。
- (4) 認可外保育施設については、さらなる安全確保対策と保育水準の向上策を講じること。

### 3 放課後児童対策について

(1) 地域の実態に柔軟に対応した運営を確保するとともに、十分な財政措置を講じること。

また、「放課後子ども教室推進事業」や「放課後児童健全育成事業」等、国の所管を一本化し、一体的に推進できる体制を整備すること。

(2) 障がい児の受入れ、指導員の配置、補助基準の基準開設日数等について、地域の実態に柔軟に対応した運営を確保し、放課後児童対策のさらなる充実を図ること。

(3) 放課後児童クラブにおける事故等に対応する傷害保険制度等について検討すること。

### 4 児童扶養手当について

(1) 所得制限限度額を緩和するとともに、十分な財政措置を講じること。

(2) 長期受給者に対する一部支給停止措置そのものを廃止すること。

5 「地域子育て支援拠点事業」については、地域の実態を踏まえ、開設日数や職員配置等の補助要件を緩和すること。

6 障がい児施設と保育所の両施設を利用する児童の保護者に対し、負担軽減措置を講じること。

## 福祉施策に係る地方負担の見直しについて

国	厚生労働省
---	-------

国における障がい者福祉施策は、市町村がサービスの利用先・内容を決定する措置制度から利用者がサービスを選択する支援費制度へ、さらには障がい者の地域移行を柱とする障害者総合支援法へと移行した。

国は安定的な障がい福祉サービスの提供に向けて費用の2分の1を負担しているが、サービス利用者は地域移行とともに年々増加しており、毎年度の事業費の急激な増加による地方負担の増大、さらには、地方自治体における財政力の差によりサービス提供の地域間格差も拡大している。

さらに、平成25年6月に障害者差別解消法が制定、平成28年4月に施行の予定であり、平成26年2月には障害者権利条約の効力が開始しており、障がい者が地域で生活する権利を保障する取り組みが、より一層市町村に求められ、今後も市町村負担は増加する見込みである。

また、近年の経済状況の悪化により、生活保護世帯の増加等をはじめとする各種扶助費の増大が顕著となっているなか、依然として景気低迷が続く地方にとっては財源が縮小傾向にあることから、義務的に発生するこれらの負担は地方財政に極めて過重なものとなっている。

については、全国的に国の制度として行われる福祉施策に対する費用負担区分の見直しをはじめ、国民の生存権に関する施策についてはすべて国の責任において実施されるよう、下記事項について要望する。

### 記

#### 1 障害者総合支援法に基づく自立支援給付の負担区分について

障がい者の権利保障は国の責務であることを踏まえると、国の負担割合について以前負担していた8/10とし、県1/10、市町村1/10とするなど、市町村財政負担の軽減を図ること。

#### 2 障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業補助金について

地域生活支援事業については、市町村の独自事業となっているが、国が必須事業を指定し、統合的な補助金として負担をしている。しかしながら、補助金が予算の範囲内となっているため、市町村が事業を実施すればする程に市町村の持ち出しが増えてしまう現象が生じている。そのことから、自立支援給付同様負担金に位置づけ、負担割合を国8/10とし、県1/10、市1/10とするなど、市町村の負担軽減を図ること。

### 3 生活保護法に基づく生活保護費について

生活保護制度は、国民の生存権に関わるナショナルミニマムであり、生活保護法第1条では、すべての国民に対し最低限度の生活を保障することが国の責務であると定められている。生活保護制度の運営が地方公共団体の財政状態等に左右されることのないよう、生活保護費は、国の責任で負担されるべきものである。したがって、職員の人件費を含め、地方交付税措置によらず、全額国庫負担措置すること。

また、生活保護受給世帯数が高止まりしている原因のひとつとして、雇用環境の悪化がある。生活保護に至らないように雇用環境の改善に努めること。

さらに、生活保護受給者に対し、より強力に就労支援できるようにするため、公共職業安定所に対する就労支援事業の強化施策、及び生活保護受給者の就労受け入れ企業を広く募ることができる施策を実施すること。

## 障害者総合支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について

国	厚生労働省
---	-------

障害者総合支援法により、介護保険対象者は介護保険制度の優先利用が定められているが、介護保険の支給限度基準の制限から、介護保険サービスのみでは支援が不足する場合は、障害福祉サービスの利用が可能で、その人たちは年々増加しており、それに伴い市町村の負担が増大している現状にある。また、現在、介護保険制度を利用すると自己負担額1割であるが、障害福祉制度を利用すると自己負担額について障がい者本人の収入に着目するため、ほとんどが自己負担なしとなっており、制度上の矛盾が生じている。

については、利用者が一つの制度のみの利用で分かりやすく、加えて、介護保険対象者は介護保険制度で対応することにより、増大する障害福祉にかかる経費の抑制につながり、総合的に勘案すると市町村の財政負担の軽減に繋がることから、下記事項について要望する。

### 記

介護保険対象者について、介護保険制度において全ての介護保険サービスが受けることができるよう、国として福祉制度全体のあり方を踏まえた適切な制度設計を行うこと。

## 医療費助成制度について

国	厚生労働省
---	-------

医療費助成制度には、償還払い方式と現物給付方式があり、市町村が現物給付方式で助成する場合は、国は国民健康保険療養費国庫負担金を減額することとしている。

国は、現物給付方式にすると医療機関に受診する患者数が増えるとの解釈から、増えた医療費については、国庫負担を減額する仕組みをとっており、多くの自治体が償還払い方式を採用せざるを得ない要因となっている。

受診する患者にとっては、現物給付方式であれば窓口で医療費を支払う負担軽減が図られ、住民サービスの向上、事務の効率化につながるが、市町村の負担が増えることから、多くの市町村の医療費助成制度については償還払い方式を採用している現状にある。

一方、医療費助成受給者の中には、収入が少なく償還払いによる一時的な医療費負担が困難なため、現物給付方式への見直しを求める声が寄せられている。

現物給付方式は、受給者の一時的な医療費負担を減らすことになり、早期に治療を受けやすくすることを促し、疾病の重度化を防止することで、総医療費を抑制する効果が期待できる。国が国庫負担額を減額しないことにより、市町村において医療費助成制度の現物給付方式を採用しやすくなり、住民サービスの向上を図ることができることから、下記のとおり要望する。

### 記

市町村が医療費助成の現物給付方式を採用した場合でも、国は国民健康保険療養費国庫負担金を減額しないこと。

## 「社会保障制度」の充実・強化のための要望

### 生活保護に至らない生活困窮者に対する生活支援の充実について

国	総務省、厚生労働省
---	-----------

国は、平成 24 年 12 月 26 日、第 2 次安倍内閣が発足して以降、長引く円高・デフレ不況から脱却するとともに雇用や所得の拡大を目指すため、『日本経済再生に向けた緊急経済対策（平成 25 年 1 月 11 日閣議決定）』に基づき、①復興・防災対策、②成長による富の創出（民間投資の喚起・中小小規模事業者対策等）、③暮らしの安全・地域活性化、の 3 分野に重点化した財政措置と規制改革の取り組みや為替市場の安定に資する施策を講じた。

こうした取組みの結果、民間の経済見通しは大幅に上方修正、4 年ぶりにデフレ状況ではなくなりデフレ脱却に向けて前進、景気回復は、中小企業や地域経済にも広がり、と評価（平成 26 年 1 月 20 日、内閣府）されている状況にある。

一方で、輸入に頼らざるを得ない原油については、為替相場が直接的な影響を及ぼすことから、国の円安誘導策に加え、世界的な石油製品の需要の増加と相まって高値となるなど、原油価格が結果して灯油やガソリンの価格、電気代等にも影響を及ぼしている。

積雪寒冷地においては、灯油、ガソリン代や電気代等も合わせると、冬期間の光熱費支出額が大幅に増加することとなり、とりわけ生活困窮者の家計に対しては大きな影響を及ぼしている状況にある。

このため、積雪寒冷地に暮らす、生活保護に至らない生活困窮者に対するセーフティネット関連施策が制度化されれば、当該生活困窮者に係る国・県の定義が明確化されるとともに、国・県の制度や財政支援を踏まえつつ、各市町村はそれぞれの判断に基づき事業に取り組みやすい環境の整備が期待される。

については、積雪寒冷地に暮らす、生活保護に至らない生活困窮者に対する生活支援の充実に対する制度の構築に向けて、下記事項について要望する。

#### 記

臨時福祉給付金事業のような臨時的・暫定的な支援ではなく、世帯員の数や灯油を熱源としない暖房機器の使用状況など生活様式の多様化を踏まえ、積雪寒冷地で暮らす生活保護に至らない生活困窮者に対し、冬期間における暖房経費の増嵩に係る支援制度の構築を図ること。

## 子ども被災者支援法基本方針に関する施策の充実と財源措置 について

国	内閣府、復興庁、厚生労働省
---	---------------

子ども被災者支援法の基本理念には、「東京電力原子力発電所事故の放射線の影響による健康上の不安解消や万全な健康管理及び被災者支援の継続」が明記されている。

同法基本方針では支援対象地域に加え、より広い地域で支援を実施するため、施策ごとの趣旨目的に応じて準支援対象地域を設定し、平成25年10月11日国（復興庁）発表の「被災者生活支援等施策の推進に関する基本的な方針」に関する施策のとりまとめの中にある「被ばく量の観点から必要な医療施策に関する検討」については、国において検討されている状況である。

原子力発電所の事故による放射線の影響は、浜通りや中通りのみならず、会津地方を含め、広範囲に及び、低線量被ばくによる健康への影響については、科学的に解明されていない点もあり、子どもを持つ親などは、不安を抱いている。

しかしながら、支援の対象地域については、施策ごとの趣旨目的に応じて定めるとされているが、その判断基準については明確に示されておらず、実施される施策の対象地域の設定にあたっては、放射線の影響が広範囲に及んだことや各地域の現状を踏まえた対応が必要であり、対象地域の指定にあたっては、地域間で不利益が生じないよう施策の充実と財政措置が必要である。

については、放射線の影響のある全ての地域が対象になることにより、対象地域の住民、特に子どもを持つ親が抱えている放射線への不安や健康への影響に対する不安を緩和し、地域間での不利益が生じないよう下記事項について要望する。

### 記

子ども被災者支援法の基本方針に関する施策の実施にあたっては、子ども被災者支援法による支援対象地域だけでなく、放射線の影響のある全ての地域を対象とし、地域間で不利益が生じないよう施策の充実と財政措置を講じること。

## 道路の整備促進について

国	国土交通省、財務省
---	-----------

会津地方は多くの中山間地域を抱え、自動車交通へ大きく依存している。

しかしながら、狭隘な道路が多く、さらに冬期は豪雪のため、たとえ幹線道路であっても車両の対向がままならないなど道路整備の遅れが顕著である。

道路は社会、経済、生活を支える重要で基本となるインフラであり、道路の整備促進は、地域内の産業、経済の発展、さらには東日本大震災からの復興に大きく資するものである。また、平成23年7月新潟・福島豪雨災害の経緯から広域的な避難や緊急物資等の輸送を可能とする災害に強い交通体系の確保が望まれている。

南会津地方においては、主要道路の急勾配、急カーブが多く、救命救急センター（救急病院）へ1時間以内に到達することができない地域もある。このため、当地方における道路整備促進は医療、災害ネットワークの充実にも直結することから、地域住民の切なる願いである。

については、生活を支える重要な基盤施設である道路の整備について、下記のとおり要望する。

### 記

#### 1 道路整備財源の確保について

- (1) 平成28年度から5年間の「復興・創生期間」において、復興への歩みが減速されないよう、通常予算とは別枠で復興予算を確保することとし、地方財政に影響を与える地方負担は実施しないこと。
- (2) 地域経済の好循環をもたらす社会資本のストック効果を早期に実現させるため、地方の道路整備に係る財源が不足することのないよう、通常予算を大幅に確保すること。
- (3) 老朽化した地方道路等の施設整備、ならびに市町村道の修繕、維持補修にかかる自治体支援等のための財源確保に努めること。

#### 2 老朽化した橋梁やトンネルの整備について

長寿命化修繕計画策定に対する財政措置を拡充するとともに、維持補修及び架け替え等に対する財政措置の充実を図ること。

### 3 冬期道路交通対策について

- (1) 除排雪及び道路維持に係る必要額を確保するとともに、適時適切な除排雪を行うこと。
- (2) 雪国における安全で快適な歩行者空間を確保するため、歩道除雪の充実、流雪溝や消雪施設の整備等を推進すること。
- (3) 「豪雪地帯対策特別措置法」の特例措置に基づき、特別豪雪地帯における市町村道の整備等を促進すること。
- (4) 地吹雪による交通障害を解消するため、防雪柵や防雪材等の整備等を図ること。

### 4 次にあげる一般国道の整備促進を図ること。

また、その際は環境や地域住民の意向を考慮し、道路のバリアフリー化、無電柱化などに配慮すること。

#### (1) 49号 【交通渋滞】

要 望 箇 所	工 種
猪苗代地区：猪苗代拡幅（壺場～長田）	改築（拡幅）
猪苗代地区：翁島線バイパス（西久保）	改築（バイパス）
猪苗代地区：長浜バイパス（長浜～会津若松市笹山原）	改築（バイパス）
会津若松地区：河東町八田～一箕町船ヶ森	改築（4車線拡幅）
会津若松地区：神指拡幅（神指町北四合～会津坂下町宮古橋）	改築（拡幅）
坂下地区：坂下東道路（会津坂下町宮古～会津坂下町新富町）	改築（拡幅）
柳津地区：藤峠勾配緩和（柳津町藤～西会津町睦合）	改築（冬季対策・勾配緩和）

#### (2) 118号 【狭隘・屈折・交通渋滞】

要 望 箇 所	工 種
天栄村鳳坂峠	改築
下郷町（芦ノ原～二川橋）	改築（拡幅）
下郷町（小沼崎地内）	改築（バイパス）
会津若松市（若松西バイパス）	改築（バイパス）
会津若松市古川町～門田町	改築（歩道拡幅）

#### (3) 121号 【狭隘・屈折・交通渋滞】

要 望 箇 所	工 種
会津若松市河東町（十文字交差点）	改良
大内宿入口交差点	改良

## (4) 252号 【狭隘・屈折・通行不能】

要 望 箇 所	工 種
三島町早戸字滝原地内	改良(拡幅・スノーシェッド)
三島町～金山町～只見町(冠水区間)	改築(浸水対策)
金山町本名地内(本名橋)	改築(架替)
金山町中川～水沼地区	改築(拡幅)
柳津町～只見町只見地内	2次改築(防雪工事)
只見町宮湊地内～六十里越(新潟県境)	改築(防雪工事)
会津若松市七日町地内	電線類地中化

## (5) 289号 【狭隘・屈折】

要 望 箇 所	工 種
下郷町南倉沢地内(南倉沢3工区)	改築(バイパス)
南会津町田島地内	改築(バイパス)
南会津町針生地内	改築(登坂車線)
南会津町片貝～下山地内	改築(拡幅)
只見町小林地内	改築(バイパス)
只見町黒谷地内	改築(拡幅)
只見町只見地内	改築(拡幅)
八十里越	改良(ずい道化)

## (6) 294号 【安全確保】

要 望 箇 所	工 種
会津若松市湊町(原地区)	改築(バイパス)
会津若松市湊町(四ツ谷地区)	改築(バイパス)
会津若松市湊町(小坂地内)	線形改良

## (7) 352号 【狭隘・屈折・通行不能】

要 望 箇 所	工 種
南会津町(中山峠)	改良(ずい道化・拡幅・防雪)
南会津町松戸原～福渡間	改築(拡幅)
南会津町～檜枝岐村～県境金泉橋間	改築(拡幅・防雪)
南会津町たのせ～耻風	改築(拡幅)
南会津町内川～大原地内	改築(拡幅)

## (8) 400号 【狭隘・屈折】

要 望 箇 所	工 種
下郷町（田島バイパス3工区）	改築（バイパス）
昭和村大芦地内	改良（拡幅）
金山町坂井地内	改良（勾配修正）
金山町川口地内	改良（拡幅）
杉峠（杉峠工区）※冬期間の通行止め解消	改良（バイパス）
三島町（三島大橋～高清水橋）	改良（拡幅）

## (9) 401号 【通行不能・狭隘】

要 望 箇 所	工 種
檜枝岐村七入～群馬県側 （※現在、福島県と群馬県の間は、地続きでありながら自動車で通行できる道路が存在しない日本で唯一の県境である。）	調査・計画
南会津町 山口～古町	改築（自歩道拡幅）
新鳥居峠（冬期通行不能）	改築（ずい道化）
博士峠（冬期通行不能）	改築（ずい道化）
会津美里町高田・永井野地内	改築（拡幅）
会津若松市北会津町（高田橋）～会津美里町（会津高田駅前）	改築（拡幅）
昭和村大芦地内	改築（バイパス）

## (10) 459号 【急峻・狭隘・交通渋滞・通行不能】

要 望 箇 所	工 種
西会津町徳沢～杉山間	改築（拡幅）
喜多方市藤沢～喜多方市一郷間	改築（拡幅）
喜多方市一郷～喜多方市見頃間	改築（バイパス）
喜多方市舟引～堂山間	改築（拡幅）
北塩原村湯平山～長峯間	改築（歩道整備）
北塩原村大府平～剣ヶ峯間	改築（歩道整備）
裏磐梯～猪苗代町三ツ屋間	改築（拡幅）
五色沼入口	改良（右折レーン設置）

※事業着手した路線については、整備の促進として継続要望している。

## 地域高規格道路の整備促進について

国	国土交通省
---	-------

地域高規格道路「会津縦貫道」は、会津地方の縦軸として整備されており、横軸である磐越自動車道と連動することによる地域振興はもとより、日本海側並びに、東北地方と関東地方とを結ぶ新たな物流経路としても期待され、早期の全線供用開始が切望される極めて重要な道路である。

しかしながら、現時点では、一般国道 118 号・121 号が地域を縦貫する主要道路となっており、その大半は片側 1 車線の対面通行であることから、落石・積雪・路面凍結等による交通障害に悩まされ、また、迂回路が乏しいため、しばしば渋滞が発生し、緊急車両の通行にも深刻な影響が生じている状況にある。

さらに、東日本大震災からの復旧・復興を図るため、県が策定した「福島県復興計画」及び「ふくしま道づくりプラン（復興計画対応版）」では、「会津縦貫道」に復興を担う重要な道路と位置づけ、北・南の接続については、着手時期を前倒して 10 年以内に着手すると示されているが、未だ接続部におけるルートが未選定となっている。被災地への物資・人員輸送の促進や、災害に強い交通・物流体系の構築をはじめ、県土の復興を成し遂げるためにも、その早期整備が急務である。

以上のことから、「会津縦貫北道路」、「会津縦貫南道路」、さらに、「栃木西部・会津南道路」を含めた 3 本の地域高規格道路について、早急に全線供用となるよう、下記事項について整備促進を要望する。

### 記

- 1 地域高規格道路「会津縦貫道」は本県の復旧・復興のために不可欠な道路であることから、早期の全線供用に向け優先的に整備促進を図り、「会津縦貫南道路」については、湯野上バイパス（第 4 工区）が国直轄権限代行事業として採択されたことから、引き続き、全線の国直轄権限代行事業としての採択等を含め、早期整備を図ること。
- 2 会津縦貫北道路と会津縦貫南道路を接続する会津縦貫北道路 4 - 2 工区について、早期のルート選定、事業化を図り、整備を促進すること。
- 3 地域高規格道路「栃木西部・会津南道路」を早期に計画路線へ指定し、「会津縦貫道」と一体的に整備促進を図ること。



## 国道 49 号「藤峠」の防災対策事業の推進について

国	国土交通省
---	-------

国道 49 号は、福島県いわき市を起点とし会津地方を横断して新潟県新潟市に至る総延長 249.4 km の南東北で唯一、太平洋と日本海を結ぶ国直轄管理の国道であり、磐越自動車道と共に、地域の交流や連携や沿線地域の産業・経済を支える重要な路線であるとともに、地域住民の通勤・通学、通院や買い物などの日常生活を支える生活道路としても重要な役割を果たしている。

しかしながら、柳津町と西会津町との中間に位置する「藤峠」については、急勾配（西会津町側：6%、柳津町側：5%）区間が 6 km にも渡って続く難所であり、冬期間においては車両のスリップ事故や大型トラックのスタックに起因する渋滞や通行止めが毎年繰り返し発生しているところである。また、夏場にあっても、この「藤峠」にあっては、急峻な山間を通過していることから、連続雨量 150mm を超えると通行止めとなり、経済活動を始め通勤・通学・通院等の住民生活にも深刻な影響を与えている。

については、国道 49 号利用者や地域住民の安全・安心確保のため、下記の事項について要望する。

### 記

- 1 冬期間も安全・安心に車両の通行できるよう、国道 49 号藤峠に関連する「会津防災事業」、「滝額付加車線整備事業」、「藤大田地区付加車線整備事業」、「菅沢地区付加車線整備事業」の早期完成を目指し事業推進を図ること。
- 2 防災対策工事を進め、現行の連続雨量 150mm での通行止めの解消を図ること。
- 3 地域の実情を十分踏まえ、道路の整備・維持管理に必要な予算を十分確保すること。

## 「国土の強靱化」を推進するための要望

# 社会資本総合整備事業における「雪国ゼロ国制度」の創設について

国	国土交通省
---	-------

積雪寒冷地においては、積雪による施工期間の制約に加え、日照時間や除雪作業の影響により冬季の施工時間が減少することなどから、比較的天候が安定している第一四半期の工事を増やすことが重要である。

国土交通省の社会資本総合整備事業（社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金）は、地方自治体が社会資本整備の推進を図る上で大きな役割を担っているが、予算内示から交付申請、交付決定の手続きを経ると、工事契約は6月以降となることが多く、工事施工に最も適した時期を逸してしまうなど、効率的に施工する上での課題となっていることから、下記事項について要望する。

### 記

積雪寒冷地の実情を踏まえ、社会資本総合整備事業においても、通常補助事業の、いわゆるゼロ国債と同様に、予算年度の前年度中に発注が可能となるよう「雪国ゼロ国制度」を創設すること。

## 森林整備と林業振興について

国	農林水産省（林野庁）、 環境省
---	--------------------

森林の持つ役割は、二酸化炭素を吸収し地球温暖化を抑制することはもとより、洪水や渇水を防ぎ豊かな水を提供することなど、多面的かつ公益的であり、都市部にもその恩恵が及んでいる。会津地方においても、総面積の約8割を森林が占めており、豊かな自然環境は住民生活に大きく貢献している。

しかしながら、社会及び経済状況の急激な変化と都市部への人口流出により農林業は減退し、地域産業の担い手不足や集落機能の低下が叫ばれている。当地方においても森林の荒廃などによる機能（森林力）の低下が大きな問題となっており、今後、林業の振興と森林の整備を連携させた取り組みが必要不可欠である。

一方、森林病虫害防除については、制度上、森林所有者や市町村が自ら行うこととされているが、伝染的な被害にあったものについて、いわば被害者である森林所有者へ負担を求めることは非常に困難であり、財政状況の厳しい自治体においても十分な対応がとれていない。さらに、紅葉シーズンに、カシノナガキクイムシなどによる被害で茶色に枯れてしまった木々は観光客を失望させ、観光地会津のイメージダウンとなってしまう。薬剤などによる防除法もあるが、価格などの面から思うように対策が進まず、また、森林被害自体が広域的となることも多く、単独自治体による対処についても大変苦慮している。

については、このような地域の実情を勘案し、下記事項について積極的な措置を講じられたい。

### 記

#### 1 森林整備等の推進について

- (1) 地球温暖化防止、国土保全、水源涵養、景観形成など森林が持つ多面的・公益的機能を継続的に維持するため、森林整備事業や治山事業などへ必要な財源を確保すること。
- (2) バイオマスエネルギーの利用拡大に向けた総合的な取り組みを推進する観点から、木質バイオマスの需要拡大及び安定供給を進めるためのさらなる支援措置を講じること。
- (3) 森林の放置等により不明確となっている森林境界については、境界を確定するための取り組みを強化すること。

## 2 森林病虫害の防除について

被害発生確認後の対応は勿論のこと、予防、駆除、樹種転換等の措置においても、国や県による広域的な取り組みを行い、マツクイムシやカシノナガキクイムシ、カツラマルカイガラムシによる被害対策を総合的に進めること。

## 3 国産材の利用促進について

- (1) 林道・作業道の整備促進を図り、国産材の安定供給を推進すること。
- (2) 国産材を使用した建築に対し、その費用の一部を支援するなどの財政措置を実施すること。

## 4 国策としての樹種転換について

国の公共事業として、保水力の高い広葉樹（ブナ・ナラ）への計画的樹種転換を図ることにより、将来的な視野で豊かな森林環境、水資源の維持に努めること。  
また、この将来への投資となる公共事業により雇用の創出を図ること。

## 農業の振興について

国	農林水産省、環境省
---	-----------

現在、世界的な食料事情の変化の下、食料の約6割を海外に依存する我が国にとっては、国内の農業生産の増大を図ることが最優先課題となっている。

しかしながら、東日本大震災、津波、それに引き続く原子力発電所の事故を受けて、農業は未曾有の被害を受け、当地方においては、重ねて平成23年7月の新潟・福島豪雨によって大損害を被ったところであり、農業基盤はかつて無いほどに弱体化している。

このような中、国は、環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）の交渉に参加しているが、前段、行うべきは農業インフラの復旧・復興であり、その後の競争力強化である。

一方、近年、食の安全への意識が高まり、国内産農作物の消費拡大や地産地消への機運も高まってきているが、依然として若年層の農業離れや担い手不足、農業従事者の高齢化などに加え、米価の大幅な下落に伴い、農業経営は厳しいものとなっている。

については、農業者の安定した生産と経営のため、下記事項について要望する。

### 記

#### 1 経営所得安定対策について

- (1) 地域独自の創意工夫や特産化への取り組みを支援する「産地交付金」については、十分な予算を確保すること。
- (2) 「産地交付金」は、地域農業再生協議会が助成ルールに則した内容を設定できるものとされているが、国・県との事前協議において用途が制限される場合があり、また事前協議の時期が遅いことで、農業者への周知に支障をきたす恐れがあることから、地域の特色を生かした支援策とすること、及び事前協議の時期を早めること。
- (3) 農家の生産コストを下げる取り組みや生産性を向上させる取り組みについて、支援策を講じること。
- (4) 収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）における支援対象者の要件緩和を図ること。

#### 2 食料自給率向上対策について

- (1) 新規需要米の生産拡大に向けては、流通経路の確立等さらなる支援策を講じる

こと。

- (2) 米の消費拡大に関する施策については、さらなる拡充を図ること。
- (3) 学校給食を通じ、米をはじめとした農産物の消費拡大を図るなど、関係者が一体となった取り組みを推進すること。
- (4) 地産地消の推進に必要な支援措置の拡充を図ること。

### 3 過剰米対策について

米の需給と価格の安定を図るため、政府主導により過剰米の主食用市場からの隔離など、過剰米対策を講じること。

### 4 遊休農地等の解消について

遊休農地の解消に努め、農地の集積を図ること。

### 5 農業資源等を活かした交流人口の拡大について

グリーン・ツーリズムや農林漁業体験活動など、都市と農山漁村の交流を推進する施策や農商工連携施策を強力に推進し、国内産農林水産物の消費拡大と地域経済の活性化を図ること。

### 6 農道の整備促進について

日本の農業を持続させていくためには、農業基盤である農道の整備は必要不可欠であることから、これまでの制度趣旨を尊重し、整備に係る財源を十分に確保すること。

### 7 有機農業の推進について

環境保全型農業である有機農業をさらに振興するために、必要な財源を確保すること。

### 8 新規就農対策への継続的支援について

少子高齢化の進む地域農業を維持継続していくためには、地域に根付いた担い手の確保が非常に重要なことから、新規就農総合支援事業（青年就農給付金・農の雇用事業）の継続的実施のため必要な財源を十分に確保すること。

## 米の生産調整（減反）廃止に係る支援措置について

国	農林水産省
---	-------

国は、昭和44年以来、約45年間続いてきた生産調整を見直し、平成30年産を目途に、行政による生産数量目標の配分をなくし、生産者や集荷業者・団体が中心となって国が策定する需給見通し等に応じて生産を行う方向付けがなされたところである。

平成26年産米については、米の消費減退や民間在庫量の現状などから大幅に価格が下落したところであり、この生産数量目標の配分がなくなれば、米の生産量が増え、さらなる米価の下落が大いに懸念される場所である。

会津地方は水稲作付面積が22,800 ha(H26)で日本有数の水稲栽培地帯であり、当地域の主要農産物である米の価格下落は農業所得の激減はもとより、農村社会の維持発展にも極めて大きな影響を及ぼすこととなる。

国が十分な経過措置・激変緩和措置を講じ、米価安定のための体制やシステムの構築を図り、米価が下落した際の価格保証制度の創設、さらには稲作に頼らない営農確立の支援をすることで、農家の農業所得が確保され、農村社会の維持発展が図られると考える。

については、下記事項について、国による特段の措置が講じられるよう要望する。

### 記

- 1 稲作農家にとって急激な変化とならないよう十分な経過措置・激変緩和措置を講じること。
- 2 行政による生産数量目標の配分が廃止された場合においても米の需給バランスの均衡が保たれ、米価が安定するような体制やシステムを確実に構築すること。
- 3 安定した農業所得を確保するため、新たな価格保証制度等の創設を図ること。
- 4 稲作に頼らない営農の確立や中小農家の農業所得を維持するためのさらなる支援措置を講じること。

## 「強い産業基盤」を確立するための要望

# 環太平洋戦略的経済連携協定（T P P）への交渉参加について

国	内閣官房、内閣府、農林水産省
---	----------------

東京電力福島第一原子力発電所の事故による風評被害が農林業、商工業、観光業等へ今なお強く影響を及ぼしている。

このような状況のなか、T P Pの交渉参加が行われており、関税の聖域なき撤廃が行われれば、会津地方の主要産業である農業については、今までにない大きな打撃と、それに伴う農業活力の減退につながるものと考えられる。

については、下記事項について要望する。

### 記

1 T P P交渉参加による、デメリットが大きいと予想される農業において、「新規就農拡大」や「農地集積の推進などによる持続可能な力強い農業の実現」、「ファンドの創設や技術開発等による6次産業化の促進」、「原子力災害対策」など「7つの戦略」を着実に実施すること。

また、コメ・牛肉等の関税は必ず維持すること。

2 関税の撤廃に関しては、自由貿易協定（F T A）や経済連携協定（E P A）における二国間協議の中で取り組むことも選択肢の一つとすること。

## 「強い産業基盤」を確立するための要望

# 農村地域復興再生基盤総合整備事業の対象区域の拡大について

国	復興庁、農林水産省
---	-----------

会津地方における水稲作付面積は22,800ha（H26）と日本有数の水稲栽培地帯であり、また、水稲をはじめとして野菜・花卉・果樹・林産物の生産は会津の重要な産業として位置づけられている。

広大な耕地とともにそこで生産される農林産物の品質は高く、旧来より安全に生産された農産物を安心して食卓に提供できるようにすることを自らの喜びとして、これまで最大限の努力を払ってきた。これらの地元のたゆまぬ努力が会津地方の農業生産を支える原動力である。

しかしながら、原子力発電所事故により様相は一変し、農林産物の実害による減収や農産物の作付・生産管理や風評対策にいたる地元・行政負担は大きく明日の農業への影響は計り知れない状況にある。

また、国の平成24年度補正予算において新規事業制度として創設された「農村地域復興再生基盤総合整備事業」の要綱・要領では、福島県全域において各種事業が対象となっているものの、実際の対象地域及び事業種は限定的なものになっており、会津地域内でも不公平感を否めない状況となっている。

このような実情を勘案し、福島県において実施される「農村地域復興再生基盤総合整備事業」についての運用を下記のとおり見直し、会津地域全体が再生復興できるよう積極的な措置を講じられたい。

## 記

- 1 事業実施区域は、汚染状況重点調査地域に限定せず、全会津をはじめ特措法に示される福島県全域を対象として取り扱うこと。
- 2 対象事業は、事業実施要綱・要領に記載の全事業を対象として取り扱うこと。

## 企業誘致支援と金融対策支援について

国	内閣府、復興庁、財務省（金融庁）、経済産業省
---	------------------------

企業立地促進法が制定され、会津地方においてもこれに基づき、産業の振興と雇用の創出に全力で取り組んでいるところである。

しかしながら、地方においては過疎化・高齢化の急速な進行により体力低下が著しく、全国の自治体が横並びで競争するような現制度では、産業基盤が強い地域と弱い地域の格差は拡大する一方である。

企業誘致は地方の活性化や自治体の税財政基盤の強化に寄与することから、条件不利地域への配慮等、国策として産業の地方分散を促進することが肝要である。

一方、東日本大震災及び原子力発電所事故による風評被害等により、既存の中小企業は未だ厳しい経営環境が続いている。こうした中、企業の資金繰り支援策として「東日本大震災復興緊急保証制度」が平成 28 年 3 月 31 日まで期限延長されたが、「セーフティネット保証制度（5号認定）」は平成 26 年 3 月より対象業種が全業種から 642 業種に縮小され、さらに現時点（平成 27 年 1 月～）では 224 業種まで縮小されており、経営が悪化していても認定されない企業が増加している。また、両制度が認定基準とする「売上高」は必ずしも経営状況と一致しないため、経営悪化に反して認定が受けられないケースも見受けられる。

さらに、中小企業金融円滑化法が平成 25 年 3 月 31 日をもって終了したが、地方では景気の低迷により中小企業は厳しい経営を余儀なくされており、東日本大震災以降、中小企業の新たな借入が激増したが、現状では円安による原材料価格の高止まりや消費税率の引き上げの影響などにより中小企業の経営は依然として厳しい状況にあり、今後、返済が困難となる企業の増加が予想される。

については、下記事項について積極的な措置を講じるよう要望する。

### 記

#### 1 企業誘致支援について

- (1) 国内産業の地方分散促進を図るため、大都市への工場立地について制限（工場等制限法や工業再配置法の復活）を設けること。
- (2) 財政力が弱い自治体が行っている企業誘致制度等へ財政支援を講じること。
- (3) 復興特区法における農地転用許可等の手続きの特例は、津波被災地、原子力発電所周辺地域、地震による著しい被害のあった地域等に限定しているが、会津地

方に進出する企業にも適用させ、県内の均衡した復興・再生に向けた支援を図ること。

## 2 金融対策支援について

- (1) 中小企業の円滑な資金調達を図るため、当分の間、「東日本大震災復興緊急保証制度」を継続実施するとともに、「セーフティネット保証制度（5号認定）」については、指定業種を全国一律とせず地域ごとにそれぞれの現況に基づき選定すること。

また、両制度の認定基準に利益率を加えるなど、実態に即した認定要件の拡充・緩和を図ること。

これらを平成 28 年度以降も継続した支援として実施すること。

- (2) 中小企業の経営改善を推進するため、東日本大震災後に新規借入を行った中小企業に対しては、今後も継続して金融円滑化の支援措置を講じるとともに、中小企業に対する金融機関のコンサルティング機能強化を確実なものとするため、金融機関に対し、さらなる支援策を講じること。

## 東北横断情報通信グローバルネットワーク構築について

国	内閣府、総務省
---	---------

東日本大震災により、東日本の太平洋岸（茨城、千葉）に陸揚げされている通信用海底ケーブルに多数の被害が生じた。

現在、国内の主要なデータセンターは、首都圏に63%（床面積ベース）が集中しており、首都圏一極集中による災害時等の危機管理・国外からのインターネットトラフィック流入量の増加・アジア進出企業向けデータセンターの香港などへの移行・国内の原子力発電所の停止に伴う電力供給不安などから、国内情報の空洞化、情報産業の衰退といったリスクを抱えている。

また、「まち・ひと・しごと創生法」が施行され、人口の東京一極集中の是正を図るため、地方へ「ひと」と「しごと」の移転を推進する方針が打ち出されていることから、地域を起点としたグローバルでのインフラ整備を行い、地域の資源・特性を生かした分散モデルへの転換が求められている。

については、福島復興の基盤となる下記事項について要望する。

### 記

「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げられた東京一極集中を是正し、「ひと」と「しごと」の地方移転を推進するため、会津地方を通過する磐越自動車道のルートを活用した太平洋側と日本海側を結ぶ「東北横断情報通信グローバルネットワーク」が敷設され、会津地方にIX（インターネット・エクスチェンジ）を設置し、インターネット中継点となるハブ機能を高められるよう、民間情報通信事業者を始めとした関係機関への働きかけと支援をすること。

## 安全・安心なまちづくりについて

国	国土交通省
---	-------

近年、地球温暖化の影響と考えられる局地的集中豪雨など、気象の変化が大変激しくなっている。また、今後起こりうる大地震への備えも叫ばれており、施策・支援の充実が求められている。

治水対策を考えれば、会津地方の河川整備率は約 50%と低く、一級河川阿賀川の堤防は左右岸とも暫定断面の区間や直接水衝部となっている箇所が多い。

特に阿賀川下流の長井地区には狭窄部があり、洪水のスムーズな流下を阻害しているため度々浸水、冠水の被害を受けている。

さらに、新潟県境に近い会津西北部（西会津町滝坂地区）は、一級河川阿賀川右岸に位置する面積 150ha、最大すべり深さ 140mに達する国内最大級の地すべりが懸念される地区であり、この地区に大規模な地すべり災害が発生した場合、阿賀川本川に河道閉塞が形成され上流域に冠水被害が発生する。さらにこれが決壊すれば、福島県域に収まらず下流域の新潟県まで甚大な被害が予想される。

また、東日本大震災の教訓を踏まえ、公共施設や民間施設・住宅家屋の耐震化や公共インフラ施設等の整備促進を図り、事前防災対策を強化し、災害に強いまちづくりが必要とされている。

については、今後、事態発生時の危機管理や早期の復旧・復興策はもとより、事前の防止・抑制策を含め総合的な取り組みが求められることから、住民の安全・安心な生活を確保するため、下記事項について要望する。

### 記

#### 1 阿賀川の整備促進について

- (1) 阿賀川下流部「長井」地区の狭窄部開削拡幅工事の早期完成を図ること。
- (2) 阿賀川の弱小堤防対策と水衝部等の護岸工事の促進を図ること。

#### 2 滝坂地区直轄地すべり対策事業の促進について

滝坂地区直轄地すべり対策事業について、さらなる予算額の確保と整備促進を図ること。

#### 3 治水対策の推進について

局地的集中豪雨等、地球温暖化の影響と考えられる異常気象の多発に備え、観測・広報体制の強化、さらに都市部の溢水対策としての下水道の雨水幹線や水防活動への財政的支援の拡充を図ること。

## 情報通信基盤の整備について

国	総務省
---	-----

現在、国においては情報通信基盤の整備を支援し、地域間の情報格差（デジタルディバイド）を是正するとともに、その利活用を促進し、住民生活の向上及び地域経済の活性化を図っているところである。

また、東日本大震災における教訓を踏まえ、今後の大規模災害への備えとして、防災無線や災害に強い情報通信技術（ICT）を活用した新たな情報通信基盤整備、さらには消防救急無線のデジタル化を早急に整備する必要があるとの考えから、新たな財政支援制度を創設したところである。

しかしながら、会津地方は山間部を多く抱えていることから不感地帯対策としても多額の経費が想定されるとともに、積雪による冬期間の工事にも大きな制約がある。

さらに、市町村の財政状況も極めて厳しいことから、財政負担の大幅な軽減を図らなければ、整備を推進することが難しい現状にある。

一方、携帯電話のサービスエリアについては順次拡大しているが、当地方の山間部では依然として未整備の地区が存在している。

携帯電話は、今や生活に密着した必需品であり、防災・災害・緊急時の通信手段として絶大な力を発揮することから、事業者との連携のもと、早急な整備が求められている。

については、地域住民が情報格差無く、安全・安心な暮らしを維持できるよう、下記事項について要望する。

### 記

#### 1 防災無線のデジタル化対策等について

防災情報施設のデジタル化や災害に強い情報通信技術（ICT）を活用した新たな情報通信基盤整備及び多用な戸別受信端末装置の整備については、地域住民へ災害情報等を迅速かつ的確に伝達するため重要な施設整備であるが、市町村にとって非常に大きな財政負担となるため、国や県による更なる財政支援措置を講じること。

#### 2 携帯電話サービスエリア外地区の早期解消について

- (1) 移動通信用鉄塔施設の整備促進により携帯電話等のサービスエリア外地区の早期解消を図ること。
- (2) 財政基盤の弱い市町村では施設整備が困難な状況にあることが多いため、国が積極的に財政措置を講じること。

## 過疎地域の活性化について

国	総務省
---	-----

過疎対策については、東日本大震災の影響等から過疎地域自立促進特別措置法（過疎法）が平成32年度末まで延長されたところである。

依然として人口の流出や雇用環境の悪化等、早急な対応を要する課題は山積しており、長期的な視点に立ち実効性のある対策が求められている。

過疎地域が健全に維持されることは、そこに住み続ける住民にとって安全・安心に暮らせる地域であるとともに、都市部も含めた国民全体の安全・安心な生活の実現に寄与するものであり、過疎地域と都市部が相互に支え合う、新しい「持続可能な共生社会」の形成に資するものである。

については、より地域の実情に合致した取り組みが図られるよう、下記事項について要望する。

### 記

- 1 過疎化や高齢化が進行している、いわゆる「水源の里」において、農林畜産業等の振興や集落の活性化等が図られるよう積極的な財政措置を講じること。
- 2 医療の確保、交通の確保、雇用の確保、教育環境や道路・上下水道・情報通信基盤の整備等を、広域的な事業による対応も含めて積極的に推進し、安全・安心に暮らせるための生活基盤を確立すること。
- 3 産業活動の活性化に必要な高度情報通信基盤、高規格幹線道路等の道路網の整備を図るとともに、企業誘致や企業経営に対する税制等の優遇措置を強化すること。
- 4 自然環境、景観等の維持・保全に対する支援を行うとともに、森林の管理、農地の活用、地域資源の活用等、過疎地域の特性を活かした事業を振興し、新たな雇用を創出するための支援策を講じること。

## 飯豊連峰の世界自然遺産登録について

国	環境省
---	-----

国立公園である飯豊連峰は会津地方の北西部に位置し、山形県・新潟県と境を接している。また、2,000m級の高峰が連なる国立公園でもあり、世界的にも稀少な高山植物を含む雪田植生など、氷河期以降の森林形成を示す生態系や、原始的な山地の自然景観等が古来より残る自然豊かな霊峰である。

さらに、周辺一円の信仰の拠り所として地域の人々に親しまれているほか、地元山岳会が主体となった環境保全会議に、環境省はじめ地元自治体、環境保護団体等が参画し、定期的な監視、荒廃地の復旧作業等に取り組んでいる。

については、このかけがえのない飯豊連峰の自然を後世に守り伝えるとともに、地域の活性化につなげて行くためにも、世界が目を向ける世界自然遺産への登録実現に向け、下記事項について要望する。

### 記

飯豊連峰の自然保護及び地域振興のため、飯豊連峰を世界自然遺産候補選定地としてユネスコに推薦すること。

## 鉄道の充実・強化について

国	国土交通省
---	-------

会津地方は国土縦走型の交通体系から離れた地域にあるため、鉄道交通の利便性強化が強く求められている。

当地方においては、J R磐越西線、J R只見線、会津鉄道会津線、野岩鉄道会津鬼怒川線が運行されており、通勤や通学、さらに高齢者の通院のための移動手段として利用され、運行本数の増加等、利便性の向上が求められている。

また、当地方を訪れる観光客やビジネス客からは、車両空間の快適性や高い居住性も求められており、今後も生活路線と観光路線の両面で強化が必要である。

現在、会津鉄道・野岩鉄道については、人口減少等により厳しい経営環境にあるため、福島県と全会津17市町村が一丸となり経営を支援しているが、市町村財政は大変厳しい状況であり、また列車の安全運行に対する投資は必要不可欠であることから、国・県による確実な財政支援等により安全運行のための支援を行うとともに、市町村の負担軽減を図っていただきたい。

また、J R只見線においては、平成23年7月の新潟・福島豪雨により、鉄橋の流出等甚大な被害を受け、現在もなお一部区間が運休となっていることから、早期の全線復旧と全線開通が求められている。

については、当地方において重要な役割を担っている鉄道の充実・強化、並びにJ R只見線の早期全線復旧について、下記のとおり要望する。

### 記

#### 1 J R磐越西線の充実・強化について

- (1) 磐越西線の利便性の維持のために、平日も含めてリラックスできる座席と指定席の確保を図ること。
- (2) 「快速あいづライナー」の名称を復活すること。
- (3) 東北・上越両新幹線を結ぶ観光ルート開発のため、郡山～新潟間に特急列車の運行を図ること。
- (4) 接続ダイヤの改正と所要時間の短縮を継続して図るほか、会津医療センター開院に伴い、通院者の利便性を考慮し、最寄り駅の問題の整備について調査、検討すること。

## 2 JR只見線の早期復旧と整備及び利便性の向上について

- (1) JR東日本へ復旧費用の財政支援等により、早期の全線開通を図ること。
- (2) 観光路線として高い評価を得ていることから、リゾート列車の運行を検討すること。
- (3) 上越新幹線浦佐駅への直通乗り入れを図ること。
- (4) 運転本数の現状維持と利用しやすいダイヤの編成を図ること。
- (5) 同線は、並走する国道252号の一部が冬期通行止めとなることから、豪雪に十分対応できる鉄道路線として安全・定時運行の確保と防雪施設・除排雪車両の整備に万全を期すこと。
- (6) SL及びトロッコ列車の継続的運行を図ること。
- (7) 交通弱者である高校生の通学路線、高齢者の通院路線であるため、冬期運休を減らすよう支社間の連携を一層密にして、大白川～只見の冬期運行を図ること。

## 3 会津鉄道・野岩鉄道の利用促進及び経営安定化等に対する支援策の強化について

- (1) 平成26年度鉄道軌道安全輸送設備事業において、第三セクター鉄道に対する補助金が一律減額配分されることになったが、このような事業実施直前の減額配分は鉄道安全運行の根幹を揺るがしかねない。  
そのため、国・県において、第三セクター鉄道が実施する設備や老朽化施設の更新に対し、事業者から要望があった事業については確実に実施できる予算の確保に加え、国庫補助率の引き上げ及び対象事業の拡大など制度の拡充を図るとともに、第三セクター鉄道の厳しい経営状況や沿線自治体の負担増に鑑み、経営安定化のための支援措置を図ること。
- (2) JR喜多方駅における会津鉄道快速列車の運行本数の増加に努めるとともに、野岩鉄道並びに東武鉄道との連携のもと、鬼怒川温泉駅発新宿駅乗入れ特急列車の運行本数の増加と自由席の連結、並びに接続ダイヤの充実に努めること。
- (3) 「お座トロ展望列車」等、イベント列車の喜多方駅乗り入れを更に増加し、喜多方駅～鬼怒川温泉駅間についても紅葉シーズン等、定期的運行の実現に努めること。
- (4) 原子力発電所事故がなければ生じることのなかったすべての損害について、東京電力株はもとより国が全責任を持って対応し、十分な賠償を最後まで確実に継続すること。

## 交通施策の充実と買い物弱者支援について

国	国土交通省、経済産業省
---	-------------

地域内を運行している公共交通機関は、他に交通手段を持たない住民の通学・通院、さらには食料品・日用品の購入など、日常生活に欠かせない移動手段である。

しかし、モータリゼーションの進展等により、バス等の利用者は急激に減少しており、事業者は路線の廃止や減便を余儀なくされ、経営的にも困難な事態にまで追い込まれている。

こうした状況を受け、国では平成23年度に既存の補助制度を見直し、広域的・幹線的路線バスの補助要件を緩和し、さらに東日本大震災後は、会津地方を含む被災地域を対象に平均乗車密度による補助金減額措置を見送るなど特例措置を講じており、地方においては、今後も国の十分な対応が期待される。

また、すでに路線が休廃止された地域においては、地域住民の移動手段を確保するため、デマンド型交通システムによる乗合タクシー等が今後ますます重要な役割を果たすことから、支援の拡充が必要である。

特に、地方においては、過疎化・高齢化等の社会情勢の大きな変化に伴い、高齢者が買い物をする場所や移動手段を確保できないほか、中心市街地等においても生活用品や食料品などの日常生活に不可欠な物品の購入に支障が生じている。こうしたいわゆる「買い物弱者」への支援・対策については、公共交通機関のみならず、流通事業者や市町村等の地域主体が連携して取り組んでいるが、より積極的な利用を促す事業や継続性のある事業については、国の支援が必要であると考えられる。

については、下記事項について積極的な措置を講じられたい。

### 記

#### 1 地域公共交通への支援について

地域公共交通は住民生活をはじめ、経済・社会活動の基盤であることから、支援の拡充を図るとともに、そのために必要な財源を確保すること。

#### 2 地方バス路線について

現行補助制度の補助率の引き上げや補助基準の見直し等、助成措置の拡充を図ること。

また、被災地域は今なお復興の段階にあり、今後とも被災地域の広域的・幹線的路線バスとしての支援が必要な状況であることから、現在実施されている被災地域

の特例措置については、平成 28 年度以降も継続・延長すること。

なお、やむを得ず被災地特例措置を終了する場合には、補助金算定年基準年度を東日本大震災以前にするなど、激変緩和措置を講じること。

### 3 デマンド型交通システム、コミュニティバスについて

デマンド型交通システム、コミュニティバスに対しては、地域の実態に即した運行ができるよう制度面での柔軟な措置を講じること。

### 4 買い物弱者支援について

買い物弱者を支援する市町村の取り組みや民間事業者のサービスに対して、初期投資や運営継続のための財政支援を講じること。

## 湖沼、河川等水質の環境基準の見直しについて

国	環境省
---	-----

猪苗代湖は貴重な水源であり、観光資源であるが、近年、湖水の中性化に伴い、水質が悪化する傾向にあり、対策を進めている。

その結果、平成 25 年度の福島県の調査によれば、大腸菌群数が前年度の 2 分の 1 まで減少し、水質汚濁の指標 COD（科学的酸素要求量）も改善傾向がみられ、保全活動の成果が表れている。

過去に、環境省の水質調査で猪苗代湖が水質日本一になったが、最近は大腸菌群数が環境基準を超えてランク外になり、水質が著しく悪化した印象を与えているが、実際には COD は極端に悪化しておらず、大腸菌群数は水質を反映していない。

また、平成 23 年 3 月に取りまとめられた、国の「今後の水環境保全に関する検討会」でも、「大腸菌群数」に代わる指標を検討するよう答申されている。

については、下記事項について要望する。

### 記

河川や湖沼の水質環境基準となっている項目を早急に見直し、正確に水環境の実態を反映できる指標と環境基準値を設定すること。

## 有害鳥獣被害対策に係る支援について

国	環境省、農林水産省
---	-----------

会津地方においては、毎年クマによる人的被害が発生し、死亡事故に及ぶなど深刻な状況にある。

地域住民は、人への負傷事故や生活区域に出没したクマはその習性から被害を繰り返すことが心配され、日常生活に不安を抱えている。

さらには、有害鳥獣による農作物や貴重な高山植物への被害は甚大であり、サル、イノシシ、ニホンジカなどの被害区域も年々拡大し、本来存在しない市街地付近に及ぶなど、農家の生産意欲を減退させているほか、林業関係者や観光関連業者に対する影響も大きくなっている。

適正な個体数を維持することにより、人間と野生鳥獣との共生が図られるとともに、安心して農作物の生産に取り組むことができ、さらには、野生鳥獣と共生し、森林を整備することにより、農作物や森林、高山植物への被害の軽減を図ることができると考える。

については、地域住民の安全の確保と農作物被害や森林被害を軽減するため、下記事項について要望する。

### 記

- 1 有害鳥獣の生態調査を早急に行い、効果的な対策に役立てること
- 2 捕獲時に早急かつ安全に対応できるよう、県及び警察の協力体制の確立並びに専門的知識を有する人材の育成に努めること。
- 3 市町村鳥獣被害防止計画の実施に対する支援を図ること。
- 4 クマが市街地へ移動するルートとなる河川の雑木除去をすること。
- 5 クマハギ被害の原因の究明と被害防止のための効果的な対策を講じること。
- 6 被害対策については、福島県生活環境部と農林水産部がそれぞれ行っているが、総合的な対策に取り組むため、専門の被害対策室等の設置を図るとともに、市町村の支援体制を確立すること。

## 7 財政支援制度について

- (1) 市町村が単独で実施している有害鳥獣捕獲駆除にかかる経費や、住民を対象に実施している農作物被害防止対策補助等にかかる費用に対する国、県の支援制度を確立すること。
- (2) 間伐等の森林整備の継続的支援を図ること。

## 8 尾瀬の貴重な高山植物が食べ荒らされており、群馬、栃木、新潟県と県域を越えて対策を講じているが、罠などの待ち伏せのほか、夜行性という習性を利用し駆除できる地元猟友会員による夜間狩猟体制の早期実現を図ること。

## 農業の研究・技術開発のための大学学部の創設について

国	文部科学省
---	-------

本県の農産物は、生産量、品質ともに優良であり、農業は基幹産業として位置づけられ、その振興が図られてきたところである。

しかしながら、平成23年3月の東日本大震災と原子力発電所事故により、沿岸においては塩害や放射性物質による作付困難な農地の復旧が進んでいないとともに、会津地方を含む県内全域で風評の影響が今なお根強く残っている。

このような状況において、比較的被害が少ないとされる会津地方が、本県全体の農業振興をけん引していく必要があると考える。

福島県の農業が再生・復興し、安全で美味しい農産物の産地として、名実ともに農業県を目指すためには、放射能汚染対策を含めた最先端の農業技術を取得した指導者・経営者の育成と、新たな農業技術の試験研究部門が併設された拠点整備が急務であり、下記事項について要望する。

### 記

会津地方に、国公立大学農学部を創設し、放射能汚染対策を含めた最先端の農業技術を取得した指導者・経営者の育成を図ること。

## 小規模校における教職員等配置について

国	文部科学省
---	-------

会津地方はその多くの自治体が過疎地域の指定を受けており、出生数の減少に伴い児童生徒数は年々減少し、小学校においては複式学級が多く存在している現況にある。

福島県では、「複式学級の学力向上」のために非常勤講師の加配をしているが、基準にあわない自治体は、厳しい財政の中で、独自の予算により講師を確保せざるを得ない状況にある。

また、事務職員の配置がなされていない学校も存在し、児童及び生徒の健全育成や円滑な学校運営に支障をきたしている。

については、下記事項について要望する。

### 記

- 1 全ての複式学級に常勤の講師を配置するなど、実質的に複式学級を解消すること。

特に高校進学を目前に控えた中学校3学年を含む複式学級を設置せざるを得ない学校へは、手厚い教員の配置を早急を実現すること。

- 2 現行では、小学校では2学年あわせて16人までが複式学級編制としているが、人数を引き下げ12人以下にするなど、複式学級編制の基準を見直すこと。
- 3 事務職員不在の学校へは、早急に配置すること。
- 4 養護教諭不在の学校へは、早急に配置すること。